

◎指定給水装置工事事業者申請及び更新必要書類

- 指定給水装置工事事業者指定（更新）申請書（様式第1）
- 機械器具調書（別表）【機械器具写真添付】
- 誓約書（様式第2）
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
- 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）
- 法人の場合：定款（写し）及び登記事項証明書
個人の場合：住民票
- 事業所の写真【外観と内観】
- 多気町指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書
- 手数料【登録手数料 14,000円 ・ 更新手数料 7,000円】

※手数料は、指定給水装置工事事業者証を渡す時に支払っていただきます。

◎指定給水装置工事事業者変更届必要書類

《社名、代表者名に変更があった場合》

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 誓約書（様式第2）
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- 法人の場合：定款（写し）及び登記事項証明書
個人の場合：住民票
- 従前の多気町指定給水装置工事事業者証（原本）

《主任技術者に変更があった場合》

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状または技術者証の写し）
- 給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）

※解任の場合は不要

《役員に変更があった場合》（法人のみ）

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 登記事項証明書

《住所に変更があった場合》

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
- 法人の場合：登記事項証明書
個人の場合：住民票

◎指定給水装置工事事業者の廃止・休止・再開届必要書類

《事業の廃止の場合》

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
- 従前の多気町指定給水装置工事事業者証（原本）

《事業の休止の場合》

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

《事業の再開の場合》

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

※ ただし、有効期限が過ぎた場合は新規指定の手続きが必要となります。